

說

施設費
調查賠償金
計

四六〇六八・三六
三四四二〇・二七
三〇八八二〇・〇〇
二一、二〇七・七一
一一六四七八五四・五九

收銀入明細

四七三八一四八・五二
一、二〇五四五八・二八
六一、六一二・一〇
八七八・六五

荷役資料
補償金

四七三八一四八・五二
一、二〇五四五八・二八
六一、六一二・一〇
八七八・六五

戰時中政府が内地香港に於ける荷役労務者の不足を充足する目的
を以て華人労務者の移入を計畫し中國に於ける募集より内地への
移送及び各香港への調査・労務管理等の一切の事業を本會が政府
より委任を受け是に依り生じ得べき損失は政府補償の諒解の下に
昭和十九年五月以降實施に當つた勘定尾である

本會は本來の事業勘定と切離し別途會計を以て整理し政府補償に
依り收支損償つて來たのであるか。昭和二十年度に入り中華貨幣に
價値の下落と移入人員の増加による貨銀支出の増嵩を來し、且つ
終戦後は不稼動中の休業手富文縞暴動處理費用、不當要求の頻發
による損失額急増し總額貳千六百萬圓の損失が豫想せらるゝに至
つたのである。
清算進行に伴ひ右損失額を清算し全額政府補償方を折衝したので
あるが偶々終戦處理に伴ふ戰時補償の全般的打切を蒙りて二十
年度終戦前に屬する部分は打切となり終戦後の全華灣關係損失補
償金として四百六拾九禹六千圓の支給を受け其の内百弐拾禹餘圓
を本會の損失補填に充當した
何れにせよ本項自の六百六拾四禹餘圓は補償金削減による政府へ
の請求殘額を示すものである

(三) 銀行預金（第二封鎖）

五六八八二六三・一五

内訳 譯

安國銀行本店

五二三一、一四五
一一八五二五一・二〇

日本興業銀行本店

一八五二五一・七三

三麦銀行日本橋支店

一八二九一〇・七五

帝國銀行東京支店

一六六・九一・五八

日本貯蓄銀行茅場町支店

一六六五・八九一

北海道拓殖銀行釧路支店

一五ヤ一二二・六七

四借入金

一五八六〇〇〇・一七

日本興業銀行借入金

一七〇〇〇・一七

昭和二十二年七月返済

一七〇〇〇・一七

五未拂利息

一七〇〇〇・一七

(六) 預り金

右借入金に対する利息概算額（利率日歩一錢二厘として計上）

内訳 譯

大阪河川運送株式會社

一五三一〇六・〇〇

若松巻運株式會社

一三八七九・二八

日鐵八幡港運株式會社

一六五一・二二・七六

說明 (七) 説明

何れも戰時中に於ける船舶運營會社遠貨物の番灣作業料である

清算完了迄の殘務整理費二名程度の人件費（給料及退職手當）並に交

通費、消耗品費、雜費等の概算額である

三財産感分方針

前項記載の資產内容を概討するに

(一) 在外資產については政府の一號方針が所有者の負擔に歸するものと云

はれ且つ又戰時補償も既に打切と決定せる今日之を換價し得る見込は殆ど無いものと考へられる

(二) 華工管理費は前段詳細説明せる通り政府に対する債權残高を示すものであるが、戰時中に屬する部分は補償打切により戰後に屬する部分は一部交付をうけたのであるが差額は悉く査定の壓縮と解し見込なきものと考へられる

(三) 第二封鎖預金は金融機關再建整備に依り大幅切捨を免ぬかれ雖し、今若し五割程度の復活を見るものと考へれば約貳百八拾四萬圓が換價し得るものと推計し

(四) 是に第一封鎖預金を加算して約貳百八拾七萬圓程度が實際上の最終財産となるであろう

四、債務の辨済

前項の計算に依る最終財産貳百八拾七萬圓より清算必要経費貳萬圓を控除して負債額千七百拾四萬圓に對する割合を求むれば約一六%の債務辨済割合となり債務超過額は千四百貳拾九萬圓となる

五、清算終結の方針

前項の債務超過額千四百貳拾九萬圓を處理する方法としては舊會員に對する特別賦課金の賦課徵收によるか又は債務追及の讓歩に俟つかの二途が考へられるが特別賦課金の賦課徵收については左記事由・既ち
(一) 在外資產發生の事情に依る理由
　　華太にある資產の買收は華太香港運送業整備と荷役設備の内地轉用を企圖せる政府が他に適當なる試験なき爲本會に臨時的に命令して行はしめたるものであり、固より本會としては其の本來の事業では無いので總會の議を經る事なく全く政府の事業の一部を一時的に代行する意味に於て實施して來たものであるから之について何等舊會員にその責任を轉稼する理由が無い

(二)

華工移入管理事業の性質に依る事由

戦時中に於ける内地労働者の不足を華人労務者の移入に依り充足せんとする方針は政府が次官會議にて決定し之が實業機關として他に適當なるものが無い爲本會にその實施を委任したのであり其の事業の内容に就き舊會員は會員として何等の介入も許されず損害はすべて政府の負擔となつていた關係上今に及んで舊會員に責任を負はしめる事は出來ない

(三) 銀行預金の償却に關する理由

金融機關再建整備は本會清算中に決定したるものであり。本政策適用に依り蒙るべき損失の防止について舊會員は何等の發言權も有さない時の出來事であるから責任のみを負はせる事は出來ない

(四) 賦課金の決定及徵收の困難

香港運送業の性質上從來業者の賦課金負擔能力を比較検討する事は本會運營中に於ても至難の事柄であつて資本金取扱順數等のデータを参考にはしたが結局殆んど其の決定時に於ける練達者の直觀と各業者の意見を根據としたものに過ぎない

従つて今若し數歩を譲り理論上舊會員に賦課し得るものとしても現況に於て本會解散時に測り適當に損失額の賦課割合を判断する事は技術上不可能事と云つても過言ではないであろうし更に厄介な事には會員中既に解体したるものが相當數あることであるともあれ是れ

を強行するならば全部訴訟となる事を豫め覺悟しなければならない
前段の理由を要約すれば本清算の債務超過額は全く政府補償金の無縫
件打切りと、觀後處理に基く政府の財政方針に原因したものであり更
に之を堀下げれば本會が單行勅令に依つて設立された特殊法人であつて
戦時中運輸省の外局的性格を以て政府の運輸行政の一部を行つた
結果に基くものである
本會自体の事業勘定の清算は極めて簡単なるに不拘、政府の行政代行
をなしたるがために本來事業資金を代行事業に活用し、その盈補償打
切のため回収不能となつたのであるからその損失額を舊會員に負擔せ
しめることは妥當なる措置と言ひ難い
以上の理由に依り特別賦課金の賦課徵收が極めて困難であり又妥當で無
いとすれば債務追及の讓歩を交渉する以外に本清算の終結を圖る方法が

昭和二十年度第二回備金支給要求書

一〇九一七
雀輪

科 目 金額備考

第一款 一般費
金一六項 海運手賃等別補助 八三六四一六九
第一目 軍人勞務者移入補助 八三六四一六九

由
前年度ニ於テ軍人勞務者ヲ内共ニ移入シ以テ、海陸役力、維持増強ラ
圖リ來リタル處本年度モ引續キ使役スルノ必要アル爲之力勞務移入ニ
關シ主トシテ内外埠區ニ於ケル賃金・差等ニ基ク特別イ軍手賃補助ニ就
キ補助金ノ又有スルノ必要アリ仍テ之ニ要スル經費トシテ前掲ノ金額
ヲ四百二十千度第十二回備金ヨリ支出スルヲ要ス

第二款 購金支出要求書各目明細書

科 目 分 類	金 額	備 註
一 般 餐 食	八三六四一六九 圓	
法 律 學 業 特 別 补 助	八三六四一六九	
華 人 勞 漢 者 移 入 补 助	八三六四一六九	

華人勞工者内地移入ニシテスル經費

二、施設等項

華人勞工者移入管轄ノ主體タルベキ日本通業會ノ特別ノ賃貸料ニ就キ補助金ヲ交付スルコト

三、補助金

區	分	金	額	備	考
移入事補助追加額	五 六 六 五 二 八 四 〇	五 六 六 五 二 八 四 〇	五 六 六 五 二 八 四 〇	五 六 六 五 二 八 四 〇	
管理費及移動費	二 〇 七 五 〇 西 〇 〇	二 〇 七 五 〇 西 〇 〇	二 〇 七 五 〇 西 〇 〇	二 〇 七 五 〇 西 〇 〇	
合	八 三 六 四 一 六 八 四 〇	八 三 六 四 一 六 八 四 〇	八 三 六 四 一 六 八 四 〇	八 三 六 四 一 六 八 四 〇	

内

譯

(一) 稽入費補助追加額

區分	稽入人員	所要額	支給額	差引增加額	價
第一次	五七三〇	六〇七三	二八	三四五	七二八
第二次	三六八	四四〇〇	〇〇	三五五	二八
計	六〇九八	一〇〇〇	〇〇	四〇五五	一七三〇

(二) 管理費及移動費

使用人員	月額	年額	告急額	備
五二四〇	三三四	三九六	二〇七五〇四〇	減耗三%ヲ控除ス

送還人員	輸送費	日額	年額
四八三六	一二九	六二三、八四二	

考

考

華工供出費明細（個人當り）

項 目	20年3月迄	20年4月以降
華工供出費	2,470.00	2,470.00
身廻用品費	1,302.00	3,806.00
炊事用品費	208.00	624.00
醫藥用品費	10.00	30.00
旅館費	410.00	410.00
合 計	4,400.00	7,440.00

明 細

(1 人當)

金	額	摘要
		5074
152,772	: 68	
152,771	: 68	3716
113,247	: 50	
33,503	: 10	1099
11,021	: 00	361
2,099,571	: 70	68906
2,069,563	: 70	67921
30,018	: 00	985
2,990	: 68	98
2,989	: 68	5093
155,164	: 64	4880
148,702	: 04	212
6,432	: 60	12835
391,099	: 07	6303
192,080	: 40	6001
182,850	: 67	530
16,168	: 00	549
16,739	: 46	3708
112,998	: 82	2226
67,849	: 22	1481
45,149	: 60	1789
51,524	: 90	705
21,498	: 90	1083
21,495	: 90	
33,026	: 90	9170
279,440	: 00	
3,270,305	: 79	107328

供 出

大 科 目	小 科 目
輸 送 費	輸 送 費 馬 車 費 牛 車 費 中 車 費 轎 車 費 綫 車 費
身 遊 費	裝 錄 費
娛 樂 用 品 費	炊 事 用 品 費
飲 食 用 品 費	炊 事 用 品 費
食 糧 費	主 副 食 費
宿 泊 費	副 食 費
輸 送 保 護 費	副 食 費
雜 費	輸 送 費 與 旅 費
募 集 費	縣 政 府 新 民 會 納 入 金
計	雜 費